

歴史的建造物に景観まちづくり助成金

下田市では、市内の歴史的建造物のうち、「下田登録まち遺産」へ登録された建造物や「歴史的風致形成建造物」に指定された建築物の修繕や改修に対して、景観まちづくり助成金制度による助成を行っています。また、景観まちづくりに寄与するとされる団体や活動についても財政的な支援を行っています。所有者負担の軽減をはかり、適切な保護保存を目的としています。助成金は、ふるさと納税を原資としており、多くの皆さんの支援により運営されています。

※景観まちづくり助成金交付要綱より抜粋
※令和2年12月時点

<下田登録まち遺産又は歴史的風致形成建造物>

①「下田登録まち遺産簡易修繕計画書」に基づいて行われる修繕

助成内容	・総工事費の2分の1以内の助成(限度額100万円)
助成条件	・同一建築物に係る申請は、同一年度で1回限り ・外観に掛かる修繕を対象・天災等からの被害復旧も対象

②「下田登録まち遺産保全活用計画書」に基づいて行われる修繕、改修等

助成内容	・総工事費の2分の1以内の助成(限度額400万円)
助成条件	・同一建築物に係る申請は、5年間で1回限り ・長期的又は計画的に修繕等を行い、保全、活用活動等を展開する場合(公開住宅や商売等の活用に限り、かつ5年以上継続すること)

③「下田登録まち遺産維持管理計画書」に基づいて行われる計画的な維持及び管理

助成内容	・維持及び管理に掛かる費用の2分の1以内の助成(限度額10万円)
助成条件	・同一案件に係る申請は、同一年度で1回限り ・①、②に掲げるもののほか

④「歴史的風致形成建造物修繕計画書」に基づいて行われる修繕、改修等

助成内容	・費用の3分の2以内の助成(限度額200万円)
助成条件	・10年以上の期間、一般公開を行う部分に限る(耐震改修、往時の姿の現に係る外観修景及び内装整備を含む) ・一般公開を行う部分の修繕と併せて行う同一敷地内に存する門、塀、柵、照明等の修景整備によって保存等を行っていく場合も対象 ・同一建築物に係る申請は、同一年度で1回限り

<周辺の景観に配慮した庭先又は玄関先にするための協定>

助成内容	・1協定団体あたり掛かる費用の2分の1以内
助成条件	・単年度3万円、10年間での合計6万円を限度額 ・協定参加軒数が3軒を超えるものにつき、1軒あたり限度額をそれぞれ1万円増額

<景観まちづくり推進組織の活動>

助成内容	・推進組織の会合や活動等に掛かる費用の2分の1以内(限度額3万円)
助成条件	・同一年度において限度額に達するまで複数回の申請が可能

景観まちづくり助成金制度や下田登録まち遺産についての詳しい情報は下田市ホームページにてご紹介しております。窓口でもご案内しますので、ご利用ください。

『下田まち遺産手帖』は下田市景観計画・下田市景観まちづくり条例に基づき作成されています。

下田まち遺産手帖 第19号 2020年12月18日発行

発行元：下田市建設課 協力：下田市景観まちづくり市民会議

問合せ：下田市建設課都市住宅係 担当：寺川 静岡県下田市東本郷一丁目5番18号 TEL.0558-22-2219 FAX.0558-27-1007 mail kensetsu@city.shimoda.lg.jp

本誌のデータは2020年12月18日現在の情報です。

下田まち遺産 公式ホームページ → <https://www.city.shimoda.shizuoka.jp>



下田まち遺産の情報をご覧になりたい方は、下田市役所公式ホームページ内にある下田まち遺産ページにアクセスしてください。写真とともに詳しい説明が掲載されています。